

# 第 22 期 国立市図書館協議会 報告と提言

令和 2 (2020) 年 10 月 15 日

国立市教育委員会

教育長 是松 昭一 様

第 22 期国立市図書館協議会

会 長 佐藤 路子

副会長 牧野まゆみ

委 員 石居 人也 加藤 優

金子 祥子 川島 美咲

瀬島 慶子 瀧柳 洋子

十松 弘樹 中西 景子

## 【構成】

はじめに ～今期の審議経過

### I. 図書館サービスが目指すもの

1. 公立図書館の全国的な現状と課題
2. くにたち図書館の現状と課題

### II. 提言

#### 1. 誰もが利用しやすい図書館サービス

##### (1) バリアフリーの図書館へ

- ア 高齢社会における図書館サービス
- イ しょうがい福祉へのサービス充実
- ウ 多文化サービスの充実
- エ バリアフリーの図書館実現へ向けて

##### (2) 学習機会の充実

- ア 市内小・中学校
- イ NHK 学園
- ウ 一橋大学/地域資料の充実

#### 2. 国立駅周辺事業に関連した図書館サービス

##### (1) 市民の広場／オープンスペースの活用について

##### (2) 情報発信の場

付記 新型コロナウイルス対策等の非常時対応について

むすびにかえて

はじめに

第 22 期国立市図書館協議会として、今期の報告と提言について内容を絞り込み提言がよりダイレクトに伝わるようにとの方向性を固めた時期に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため審議会の持ち方を変えざるを得なくなりました。市内施設見学や図書館事業の聞き取りを通して、改めて図書館サービスがめざすもの、また図書館事業の現状と課題を共有し、学習会や委員同士の意見交換に時間を費やす準備を進めていた矢先のことでした。

様々制限のある中で戸惑いもありましたが、課題別の視点と多様な課題を包摂する中長期的な視点の両面から、提言を 1. 誰もが利用しやすい図書館サービス、2. 国立駅周辺事業に関連した図書館サービスという 2 つの大きな柱にまとめました。図書館が令和 2 (2020) 年 7/3~7/15 に実施したアンケート「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館中のサービスについて」(集計結果については「くにたちとしょかん いんぷおめーしょん」8月号・別紙に掲載)の結果も踏まえ、新型コロナウイルス対策等の非常時対応についてを付記しました。

図書館サービスを通した「平時の繋がりづくり」と「非常時の繋がり」を併記した「報告と提言」となっています。

今期の審議経過は、次の通りです。

#### 審議経過

第 1 回 平成 30 (2018) 年 11 月 15 日 第 22 期図書館協議会委員の委嘱状交付

第 2 回 平成 31 (2019) 年 1 月 17 日 第 20・21 期図書館協議会「報告と提言」について

第 3 回 同年 2 月 21 日 市内施設見学会 (NHK 学園図書館、北市民プラザ図書館、  
国立第一小学校、南市民プラザ図書分室、くにたち郷土文化館)

第 4 回 同年 3 月 16 日 たましん歴史・美術館 歴史資料室、一橋大学附属図書館見学会

第 5 回 令和元 (2019) 年 5 月 16 日 図書館業務についての聞き取り  
児童サービス及び YA (ヤングアダルト) サービス

第 6 回 同年 7 月 18 日 図書館業務についての聞き取り  
しょうがいしゃサービス

第 7 回 同年 9 月 19 日 図書館業務についての聞き取り  
地域資料サービス及び相互協力サービス

第 8 回 同年 11 月 21 日 第 21 期国立市図書館協議会「報告と提言」に対する現状と今後の方針  
について

第 9 回 令和 2 (2020) 年 1 月 16 日 図書館事業報告他、「報告と提言」の方向性について

第 10 回 同年 3 月 18 日 「報告と提言」執筆に向けて  
提言として挙げたい項目について

第 11 回 同年 5 月 21 日 図書館協議会書面会議  
提言に盛り込みたい内容について

第 12 回 同年 7 月 16 日 「報告と提言」素案検討

第 13 回 同年 9 月 17 日 「報告と提言」素案まとめ

第 14 回 同年 10 月 15 日 「報告と提言」完成。教育委員会に提出

このように 2 年間で 14 回の協議会を開催しました。

## I 図書館サービスが指すもの

公立図書館は、平和で民主主義に支えられた社会を形成するため、誰もが無料で自由に利用でき、明確な利用目的を問われずに知的刺激を得たり知的欲求を満たすことのできる知的財産の宝庫という役割を担っています。

一人ひとりの市民が健康で豊かな人生を送れるよう、各行政部門が連携して行う生涯学習事業の中でも、図書館事業は大きな柱となる行政サービスです。

また、国立市においては、開館当初から市民との協働事業が盛んであり、市民ボランティアの皆さんと共に歩んで来た先進的歴史があります。

「地域共生社会」と言われる現代において、市民の生活に根ざした図書館サービスを市民と共にさらに進展させていくことが、くにたち図書館が目指すべきあり方と考えます。

### 1. 公立図書館の全国的な現状と課題

#### ア 少子高齢化の進展

日本は高齢化先進国と言われるほど世界で最も高齢化率が高く、65歳以上が28.1%を占める「超高齢社会」に達しており、程なく人口の1/3が高齢者となる予測があります。（令和元年版「高齢社会白書」）

一方、出生数は減少の一途をたどり、年少人口（0～14歳）は、令和47（2065）年には現在の半数に至ると推計されており、今後ますます少子高齢化の動きが進展する中、「サードエイジ」と呼ばれるリタイア後も健康で生きがいを求めている世代の活躍も含め、公共図書館には中長期的な計画性と時代の要請に応じた新たなサービスが必要です。

#### イ インターネット社会

2000年代に入りインターネットが急速に普及したことで、人々は自宅に居ながらにして、世界中のあらゆる情報を瞬時に入手し、自ら情報を発信できる社会となりました。情報検索手段が多様化した結果、図書館サービスの在り方にも大きな影響を及ぼしています。

また、スマートフォンの普及も手伝って、若年層を中心に新しいメディアによる情報収集やエンターテインメント（アニメ・コミック、ゲーム、音楽、映像など）の享受が容易になっています。

これらの影響を受けて出版業界の不振や図書館利用の減少が続くなど、いわゆる活字文化の衰退が危惧されています。

一方、デジタル化されたデータを提供する「電子図書館」も急速に発展し、公共図書館でもデジタル資料の提供が進んでいます。

#### ウ 読書バリアフリー法の施行

令和元（2019）年6月に国会にて成立した「読書バリアフリー法」は、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与（総合教育政策局 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律概要第1条引用）」を目的に、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを指すための法律です。

その中で、図書館については、「アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること、アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること、電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされ

ること（総合教育政策局 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律概要第3条引用）」が求められています。

従来の視覚等にしょうがいのある方を中心としたしょうがい者サービスに留まらず、文字・活字文化の持つ大きな教育効果を、より広い範囲の利用者に提供する読書環境の整備が求められています。

## エ 新型コロナウイルスの流行

令和2（2020）年冬から全世界に広まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、日本社会もかつてないほどの打撃を受け、人々の生活や経済に大きな変化が生まれました。

当たり前のように図書館に足を運べなくなった状況下で、公立図書館が果たす役割とサービス形態について再考を迫られています。

この経験から、これまで図書館を利用できなかった方にも目を向け、誰もが利用しやすい新しい図書館サービスを考えるきっかけにしていきたいと考えます。

## 2. く に たち 図 書 館 の 現 状 と 課 題

### ア 図書館利用の状況

図書館利用のサービス指標として挙げられる①登録者数、②貸出冊数は、「くにたちの図書館 業務報告 令和元年度」によると、人口は増加傾向であるにも関わらず、ここ数年徐々に減少していることが分かります。

「くにたちの図書館 業務報告」令和元（2019）年度より

	人口（人）	登録者数(人)	登録率% (市民のみ)	貸出冊数 (冊)	市民一人当たり 貸出冊数(冊)
平成29年度	75,932	21,775	28.7	503,278	6.6
平成30年度	75,984	21,625	28.5	497,620	6.6
令和元年度	76,282	22,198	29.0	478,864	6.3

(注)貸出冊数は分室等を含む

これらの数字から、くにたち図書館の活動は残念ながら停滞気味と言わざるを得ません。特に登録率の数値を見るならば、市民にもっと図書館を利用してもらう努力が必要だと思われます。

利用の減少要因は上記の全国的な状況、特にインターネット普及の影響も大きいと思われませんが、下記イ.に挙げる施設の老朽化、時代の変化に適應したサービスなどの課題が挙げられると考えます。

図書館利用者を増やすことは容易ではありません。しかし、一人でも多くの市民に利用されるよう、市民の声に耳を傾け、新たなサービス展開を検討する必要があります。

### イ 施設の老朽化と狭溢化

昭和49（1974）年に中央図書館が開館して以来46年が経過し、施設設備の老朽化が目立ちます。平成23（2011）年空調設備入れ替え、平成26（2014）年耐震補強工事、平成29（2017）年地下北側通路壁面の漏水補修、令和元（2019）年トイレの洋式化完了など部分的改善はありましたが、一般的に言われている公共建築物の耐用年数60年が近づいています。

また、新時代に適應したサービスの展開のためには中央図書館は施設規模が小さく、スペースが限界と言わざるを得ません。例えば、展示・イベント等を行うスペースがほぼ皆無であったり、中高生の居場所として期待されるヤングアダルトコーナーの位置や狭さ、集会室と学習室の兼用など、現在は職員の間で創意工夫でしのいでいる状態です。

さらに、蔵書は徐々に書架から溢れるため、毎年「除架（書架から図書を抜き出すこと）」をして、南分室の保存書架へ移動していますが、止む無く廃棄（リサイクルを含む）している点は大変残念です。他の区市町村や都の図書館からの借り受けに頼るのではなく、古くても資料的価値の高いものを備えつかけたり、国立を象徴するテーマによる蔵書コレクションを構築することで、はじめて「市民の知の宝庫」として幅広い市民に利用されるのではないのでしょうか。そのためには、十分な書架と保存スペースの確保が急務と考えます。

#### ウ 国立駅周辺の図書館サービス拠点の不足

国立市は「図書館法」に基づき、中央図書館（富士見台2丁目）と北市民プラザ図書館（北3丁目）を設置しています。他に小規模の分室が5つありますが、国立駅から徒歩約20分圏内が図書館空白地域という状態です。国立駅から一番近い北市民プラザ図書館でも約1.3km、東分室は1.4kmの距離があり、小さい子どもやお年寄りが歩いて行ける距離ではありません。

JR国立駅高架化に伴い、令和元（2019）年4月に駅前に新設された「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」は、生活環境部まちの振興課の所管で、予約図書の受け渡しのみを行っており、外側に返却ポストがありますが、図書館サービスの拠点とは言えません。

また、国立駅から約500mにある国立市公民館に図書室がありますが、設置の根拠は「公民館法」であり、公民館の講座や催しと有機的に関連をもって選書し運営しています。

通勤・通学、ショッピングなどで市民の多くが利用する国立駅近くに、立ち寄れる便利な図書館が無いことは、市民が図書館を利用しにくい要因となっていると思われます。

#### エ 公文書、地域資料のデジタル化

くにたち図書館は、多摩地域の公立図書館の中でも熱心に地域資料に関する研究を積み重ねて来た実績があります。また、くにたち郷土文化館や公民館と連携して、地域資料を収集整理し市民に提供しています。

しかし、古い原資料は酸化するため経年劣化が課題となっています。小平市のような先進的な自治体では、公文書や地域資料をデジタル化することで、長期保存と活用の両立を図っています。

国立市においては、これまで作成してきた国立市に関する新聞多摩版のコレクションとその索引をデジタル化すれば、一層の利用が図れると思います。

地域資料を責任をもって保存し活用することは、それぞれの自治体の公共図書館の重要な役割です。資料が劣化してしまう前に、将来の利用を見据えたデジタル化を推進する時期に来ています。

## II 提言

### 1. 誰もが利用しやすい図書館サービス

#### (1) バリアフリーの図書館へ

バリアフリーという言葉については、時代の流れとともに人々の認識も変化し、現在では、社会制度や意識を含むあらゆる障壁を取り除くという意味で使われるようになりました。この提言においては、障壁の有無や年齢にかかわらず、誰もが互いに支え合い、尊重して社会生活を送ることができる環境を整備していくという意味合いで使用しています。

#### ア 高齢社会における図書館サービス

高齢化の進展とともに、図書館を利用する高齢者の数も増加すると考えられます。P.3 I 1.アで述

べたように、これからの図書館は従来のように新聞を読んだり、視聴覚資料を楽しんだり、老後の憩いの場というだけではなく、生涯学習の場としての役割を果たすとともに、地域の中でより豊かなつながりを築くコミュニティーの場であり、そのネットワーク作りとしての役割も欠かせません。

高齢者向けに以下のサービスが考えられます。

- ・高齢者が立ち寄りやすく居心地の良い施設となるような椅子・机の増設
- ・健康・介護・年金に関する本を集めたいきいきシニアコーナーの設置
- ・ネット社会への対応が難しい方のための支援や講習会の開催
- ・高齢者向けの講座や読書会など行政間の連携も視野に入れたイベントの開催
- ・高齢者施設への貸出し
- ・制作された CD 図書資料の貸出の幅広い対応（高齢者の利用もできるように）

#### イ しょうがい福祉へのサービス充実

サピエ図書館への加盟により、一般図書についてはかなり充実しています。さらなる拡充のために、地域資料を誰もが同じように利用できることを目標に多様なサービスを期待します。

今後考えられるサービスの拡充については、以下の通りです。

- ・施設等での訪問対面朗読サービスの拡大
- ・マルチメディアデジター図書の制作
- ・音訳、点訳の両方を活用している方のために、図書館職員のコーディネーターとしての役割も検討
- ・車いすや付き添いの方も利用しやすい閲覧席やスペースの設置
- ・「だれでもトイレ」の使用については、しょうがいのある方など優先的に使用できるように、より具体的な周知、徹底を図る

#### ウ 多文化サービスの充実

第三次子ども読書活動推進計画（平成31（2019）年4月策定）に「外国語を母語とする児童への支援事業」が新規に加われました。今後、子どもたちに限らず幅広い年齢層を対象にした多言語対応の推進に力を入れていく必要があります。他部局とも連携をとりながら、他言語を母語とする方が図書館に何を望んでいるか等、声を聴く機会を設けるとともに、以下のサービスが考えられます。

- ・外国語資料を活用した読書会、日本語講座、交流会などのイベントの開催
- ・外国語資料の充実と整備（現在、全館に 1,735 冊）
- ・日本文化に関する文学書や慣習等を紹介した外国語図書のコーナー設置
- ・外国語を話せる職員、ボランティアの養成・活用
- ・SNS を中心とした情報提供

#### **国立市在住の外国人数**

1836 人（中国 729・韓国 343・ベトナム 130・ネパール 89・フィリピン 73・米国 69・台湾 67・インド 24・タイ 22・ミャンマー 12・その他 278）（主要国籍別人員調査票令和 2（2020）.4.1）

#### エ バリアフリーの図書館実現へ向けて

バリアフリーの図書館実現へ向けて、ボランティア事業と、宅配サービスの今後の課題について触れておきたいと思います。

## ○ボランティア事業

くにたち図書館では、様々なボランティアによる活動が行われ、図書館運営を支えています。その活動は、書架整理、中央図書館の緑化作業、本の宅配、YA コーナー、音訳、点訳、絵本の読み聞かせ、くにたちお話しの会、地域資料、ブックスタート、朗読奉仕等々と多岐にわたり多くの方々関わっています。ボランティアのさらなる意欲向上のためにも、研修や勉強会、交流会の実施等が重要と考えます。最近の「絵本の読み聞かせ」「音訳奉仕」ボランティア募集には、定員をオーバーする多数の応募者があったと聞きます。近年、各種ボランティアに対する関心はとて高くなっています。そこで図書館ボランティアの活動内容、状況などを積極的に発信していくことも重要です。考えられる課題は、以下の通りです。

- ・ イベント等の成果を活かした、地域社会につながるボランティアの推進
- ・ 高齢者の方が図書館応援団として、主体的に活動していけるような事業の検討
- ・ 少子高齢化の進む社会において、次世代のボランティア育成と学校教育における理解の推進
- ・ 多言語対応を視野に入れた外国人留学生との連携

## ○宅配サービス

バリアフリーの視点に加えて、P.4 I 1.のエで述べたように、非来館型図書館サービスの一環として、宅配サービスについては新たな検討段階にあると思います。今後の課題については、以下の通りです。

- ・ 現行サービスの周知
- ・ サービス対象の拡大を視野に入れた利用予測や運用の検討
- ・ 郵送サービスも含めたコストの負担等の検討

## (2) 学習機会の充実

### ア 市内小・中学校

近年、メディアの発達が目覚ましく、子どもたちと活字文化にも大きな影響を与えています。実際に本を手にとって読む機会が少なくなりつつある状況の中で、普段の授業で設定されている図書の時間に加えて、意図的に本とふれあい、本の世界を味わう機会を設定する重要性を感じています。学校と地域図書館との連携については、現状の継続を第一に、市の図書館と学校との距離をより近くし、子どもたちにとって本を手取る機会が増え、学びの場としても心の癒しの場としても図書館があることが望ましいと考えます。

図書館と学校教育の連携については、以下の継続、強化が考えられます。

- ・ ブックマラソン及び図書館から学校の図書室へ本の提供
- ・ 小学2年生の図書館見学
- ・ 教室内にいつでも本を手にするのできる環境を作るために、図書館で廃棄予定の本を学級文庫に入れ、古い本から更新する。
- ・ 読み聞かせ（様々なジャンルの話をいれて）
- ・ 中学2年生の職場体験学習
- ・ 学校図書司書との連携

### イ NHK 学園

くにたち図書館は市民の読書の機会や落ち着く居場所を増やすために、NHK学園高等学校の図書館

を原則月2回(火曜日)開放してもらっています。現在の利用者は高齢者が中心ですが、これからは高等学校の図書館(楽しく学び、過ごせる居場所)という特性を生かした、より多くの若い世代間の利用・交流が望まれます。本年、くにたち図書館とNHK学園高等学校との更なる連携策として、NHK学園生によるくにたち図書館での職場体験(ボランティア活動)が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け実施には至りませんでした。実務を通じた経験は学校の活動だけでは体験しづらい、地域参加や体験学習の貴重な機会になるというメリットがあり、これからは、地域間・世代間交流を体験する機会が大切だと考えます。今後、以下の点で更なる連携が望まれます。

- ・市内の小・中・高校との連携を密にし、これらの取り組みを幅広く知ってもらうための広報活動や、利用促進の創意工夫を図る。
- ・毎年度募集している市内の中学生・高校生で構成されるYAすたっふや、図書館職員、利用者等と話し合う機会を設ける。

#### ウ 一橋大学/地域資料の充実

一橋大学附属図書館との連携強化は、市民の学習機会を充実したものにするうえで、積年の課題となっています。現在は、学外者利用というかたちで、閲覧・複写・撮影・掲載・調査などをおこなうことができますが、都度の手続きが必要であったり、ニーズの多い館外貸出が認められなかったりと、利用上の制約は多いと言わざるをえません。それでも、市立図書館とは異なる蔵書傾向をもつ大学附属図書館との連携をはかることは、市立図書館と大学附属図書館との協業/分業を推進するうえで不可欠だといえます。今後考えられるサービスは以下の通りです。

- ・市立図書館でのレファレンスに際して、大学附属図書館の蔵書も同一地平において紹介することで、市民が大学附属図書館を自然に訪れ、利用できる流れをつくる。

P.5 I 2.エでも述べたように、市立図書館にとって、地域資料の収集と活用は生命線のひとつであり、当該地域の図書館が責任をもって推進すべき活動です。たとえば、多摩地域で地域資料に関わる積極的な取り組みを続けている小平市立図書館は、古文書などの歴史資料(史料)の収集・整理・保存・活用も、図書館の活動の一環としておこなっています。一方、地域資料の収集と活用をはかる施設が市内に複数ある場合には、それらとの協力や役割分担のあり方が課題となります。国立市の場合、くにたち郷土文化館やたましん歴史・美術館 歴史資料室等、ユニークな活動にもとづいて充実した地域資料のコレクションを築いている施設が、民間を含めて、図書館以外にも存在します。それらとの連携をはかりつつ、コレクションに関する情報の共有を、より意識的かつ積極的におこなう必要があると考えます。今後考えられるサービスは以下の通りです。

- ・目録・データベースの共有からはじめて、史料の画像データなどへ相互にアクセスできるような仕組みをつくる。
- ・地域資料やレファレンスに関わる情報の共有など、日常的かつ基盤的な活動のネットワークを構築する。
- ・上記のネットワークを多くの市民が自由に活用できるようにするとともに、その道案内役を図書館のスタッフが担えるようにする。

## 2. 国立駅周辺事業に関連した図書館サービス

### (1) 市民の広場／オープンスペースの活用について

P.5 I 2.ウで述べたように、国立駅周辺は市内でも図書館サービスが手薄なエリアです。そこで国立駅前における図書館サービスの充実について、最新の「国立駅周辺事業」と関連付けて述べたいと思います。

#### ア 「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」の活用

「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ(以降「プラザ」と表記)」の環境、施設・設備を十分に活用し、図書館利用者の利便性の向上と主に若年層の図書館への関心の向上および図書館利用者の増加促進を図りたいと考えます。

会議室の活用については、以下のサービスが考えられます。

##### ・作家の講演会やワークショップ

駅前ならではの集客が望めます。その際に当該作家の図書を陳列し利用者カードがあれば貸し出し可とする、臨時のカード発行窓口を開設する、などすれば利用者増加を図ることができると考えます。

##### ・廃棄図書のリサイクル市

##### ・読み聞かせ、紙芝居

##### ・ビブリオバトル、ブックトーク等々、商工会・書店・古書店、図書関連団体との協賛で開催

いずれも、図書館利用を促すアピールになり、秋の市民まつりと時期を合わせての開催も検討  
ロビーの活用については、以下のサービスが考えられます。

##### ・読み聞かせ、紙芝居、映画会等の開催

##### ・公民館、多摩信用金庫との協賛で国立の歴史、自然文化等を紹介する展示

市の窓口への諸手続きに「プラザ」を訪れる人や通りがかりの人など、より広い層が対象となります。

#### イ 「旧国立駅舎」の活用

コロナ禍のためまだフル稼働はしていませんが、「旧国立駅舎」の再建が完了しオープンしました。主に市民交流の拠点、観光振興の拠点としての施設と聞いています。

上記アで述べた「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」の活用の多くは「旧国立駅舎」でも可能です。むしろアクセス面でこちらの方が適しているかもしれません。市民に図書を通じて交流してもらう絶好の施設と言えます。

また、観光の面でも寄与できると考えます。国立市においては住んでいる人のマンパワーも大きな観光資源です。観光振興の拠点である「旧国立駅舎」での図書館関連のイベントの実施、継続を機に図書館主導で「読書推進のまち」を標榜することもできると考えます。旧国立駅舎の活用については、以下の課題があげられます。

- ・「プラザ」の返却口は時間制限があるため、「旧国立駅舎」の敷地内の終日立ち入り可能な場所に「返却ポスト」の設置

### (2) 情報発信の場

#### ア 国立駅周辺での情報発信

P.9 II 2(1)で述べたように、各種イベントの会場としてはもちろんのこと、情報発信の拠点としても、多くの市民の意識が向きやすい国立駅周辺の活用が望まれます。「旧国立駅舎」のお土産コーナー

で自治体初の新書シリーズ「国立新書」の創刊準備号が発売後 1 週間で 43 冊売れたことから、国立にある程度興味を持つ層が利用していることがわかります。

駅付近には図書館こそありませんが、国立にあるほとんどの書店、古書店が集中していますし、公民館や「国立本店」もあります。公民館は長い歴史を持つ国立の市民活動の拠点ですし、本に興味を持つ人々が集まる国立駅前のコミュニティスペース「国立本店」には、本がある公共空間としての図書館に興味を持つ若者も多く集まっており、イベントや SNS での発信力も強いので、若者を図書館に引き寄せる効果も期待できます。

情報発信のための連携がしやすいことも駅前エリアならではの強みと言えます。今後考えられるサービスは、以下の通りです。

- ・図書館関連の情報発信のコーナー設置や壁面を利用した情報発信
- ・諸施設に対して、図書館のお知らせを配布する。
- ・小さなスペースを間借りしての閲覧の場を設け、図書館の周知広報をはかる。

#### イ 「これからの図書館」について語り合うワークショップを

魅力的な選書にカフェやコワーキングスペースを併設した都心の書店は増えつつあります。またネット通販の新刊書籍を安く購入できるサービスや、発売初日に買った新刊をその日のうちに読了してフリマアプリで定価より少しだけ値段を下げて転売する、といった図書館の貸し出し行為に近い消費スタイル・読書スタイルも話題になっています。

それらとの差別化を鑑み、図書館も市民のニーズを満たしつつ、文教都市・国立らしい発見のある場所へと変わっていく必要があると考えます。

積極的な情報発信や働きかけで図書館に興味・関心を持つ人を掘り起こすことができれば、「これからの図書館」について忌憚のない意見やアイデアを語り合う場(=ワークショップ)を設けることもできます。「情報発信」の場をさらに発展させた「語り合う」場です。

従来の図書館利用者だけでなく多くの市民が日常生活の中で往来する「国立駅前」という立地は、よりそれらの活動に適していると考えます。

#### 付記 新型コロナウイルス対策等の非常時対応について

新型コロナウイルスの感染拡大により、くにたち図書館は令和 2（2020）年 4 月 9 日から 5 月 31 日まで閉館を余儀なくされました。このことから、今後の感染の拡大に向けた非常時対応の検討が急務となります。

公益社団法人日本図書館協会は令和 2（2020）年 5 月、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を公表しています。くにたち図書館においても、このガイドラインを参考に、施設状況、周囲の環境、職員体制などの特性を踏まえた「くにたち図書館版のガイドライン」を予め作成しておくことが必要と考えます。

P.2 のはじめにで触れたアンケートでも、様々な声が寄せられました。アンケートでは、臨時休館中のサービスについてご存知なかった方も多いことが分かり、告知の方法については HP 以外の検討も必要であり、また、臨時休館中も本の貸出し、宅配サービスを希望する声も寄せられました。開館や行事については、感染拡大防止の観点から状況に合わせて、適切な判断・対策をとっていただきたいと思います。

新しい生活様式を踏まえた図書館利用に関して、以下の課題が考えられます。

- ・来館前の体調確認を呼びかける。
- ・状況によっては、資料の所在を HP 等で事前に確認するなど滞在時間の短縮を呼びかける。
- ・手指の消毒、手洗いの励行については、感染リスクを可視化するシールを活用したり、消毒用アルコールへ誘導する矢印マークを活用する。

臨時休館中は、以下のサービスが考えられます。

- ・予約した図書の貸出し、返却
- ・本の宅配サービス
- ・電子書籍の利用
- ・紙芝居や読み聞かせの動画を図書館の HP 等で公開するなどの動画コンテンツの提供

むすびにかえて

新型コロナウイルスの対応についても、図書館に足を運ぶ事が活字に触れる唯一の機会である方や街中の書店が営業停止を余儀なくされネットでの書籍の取り寄せが難しい方等の活字に触れる機会、学ぶ機会をどう保障するのかと、図書館の早期再開を望まれる声が多く寄せられる一方で、学ぶ機会、学ぶ権利の保障は確かに大事だけれども、命に勝るものはないのではとの判断をされる方等々、様々な声を耳にしました。そのどちらが正しいという事ではなく、様々なお考えがあり、考え方が違ってても受け入れて尊重する事が大切と考えます。

ウイルスとの闘いが長期化の様相を見せ新しい生活様式が定着していく中で、これからは様々な考えがあるという多様性を認め合いながらお互いに価値を見出していくことが大切であろうと思います。

今期、図書館協議会では、提言を2つの大きな柱にまとめ、新型コロナウイルス対策等の非常時対応を付記しましたが、ほかの視点でも様々な声が上がりました。

- ・字を読めない赤ちゃんにも門戸を開く図書館に
- ・現行の児童サービスの継続
- ・学校教育への更なる支援、ボランティアの活用等々

くにたち図書館が市民の協力をいただきながら永年取り組んできた児童サービスもそのひとつです。

くにたちの図書館が、地域の「知の拠点」として、また本を通じて子どもたちが豊かな想像力を育む施設としてより一層発展していくためにも、引き続き職員の専門性の確保に努めるとともに、新たに電子書籍の導入、資料のデジタル化の検討を具体的に進める時期にあると考えます。

国立市として、また国立市教育委員会として、図書館に何ができるのか、何を優先させるべきかをご検討いただき、委員一同この提言が具体的な施策に結びつく事を切に願っています。